

マンション管理士 前島 事務所通信

2013年(平成25年)3月25日
第00018号(隔月発行)

編集／発行者：前島 英史

住所：京都市右京区龍安寺塔ノ下町 20-7

電話 : 075-462-9100

URL: <http://www.mankan-maejima.com/>

建物・敷地売却決議制度創設へ

部会は一二月二六日と一月八日の会合で主に「建物敷地（一括）売却決議」制度について議論。制度名称では組合による売却決議の団体的拘束性を認めつつ、「区分所有者による売買や登記を否定するものではなく、一括売却という名称では誤解を生む」などの意見もあり、「一括の名称を外す案が示された。

り壊し決議」と並ぶ新たな選択肢「建物敷地売却決議」（仮称）制度の骨子を決めた。次回一月二九日の会合で要綱案を示し、二月八日の法制審議会総会で承認後、通常国会で改正法案を提出する予定だ。

被災マンション見直し売り渡し請求も用意

5分の4以上で可能に

法制審

2013大規模 修繕市場は

不足? 増税控え需要急増?
「渋滞」状態か

法務省は一月八日、法制審議会被災関連借地借家・建物区分所会合を開き、被災マンション法見直しに關し、「取

決議要件は、区分所有者と決議権および敷地利用権の持分の価格割合について各5分の4以上。決議非賛成者に対して、売り渡し請求等の手続きを設ける。決議集会の1ヶ月前には説明会を開き、復旧や建て替えではなく売却を必要とす

度を支持する意見が多かった」（参事官室）としている。団体に関する新機軸の提案はなく、中間試案同様、再建承認決

す、そのまま売却で
きる選択肢が用意さ
れることになる。(マ
ンショングループ
第895号より)

理由等の説明を行ふようとする。決議の際は売却見込額、分配に関する項目等を定める。

一月五日から二月四日まで行つたパブリックコメントでは、総数団体一六件、個人九件のうち建物敷地の売却制

議と再建を含む一括建て替え決議制度の設置にとどまる見込みだ。

これで大規模修一部滅失建物を対象に、管理組合はいつたん取り壊して敷地売却または再建する選択肢と、買い手がいれば取り壊され

く上回った」という現場もあつたと聞く。「資材不足の原因は、「やはり震災復旧の関係じやないかなあ」と予測する。一方、職人不足は震

昨年秋の大規模修繕工事は何かと大変だったよ。今年もかなり大変になるんじゃないの」。東京都内の設計事務所で代表を務めるIさんは今年の一都三県の大規模修繕工事市況について、こんな見通しを持つていいふたのか。一体何が大変だつたのか。

Iさんは昨秋、工事の現場で二つの受難に見舞われた。一つは職人不足。もう一つは足場資材の不足だ。毎年秋の大規模修繕工事はおおむね着工時期が九月と決っているため、工事が集中し職人が不足することはよくあります。Iさんは、毎年

Iさんは昨秋、工事の現場で二つの受難に見舞われた。一つは職人不足。もう一つは足場資材の不足だ。毎年秋の大規模修繕工事はおおむね着工時期が九月と決っているため、工事が集中し職人が不足する。Iさんは、毎年

着工時期を八月に繰り上げて良質な職人確保を狙っているが、それが昨年はあるまり効果がなかったという。

足場資材の不足は深刻で、3面分しか資材が確保できなかつた現場もあった。北側から施行を始め、北側の施行を終えた後、足場を解体

し、残る三面分の足場を組む、といった工夫で工事を乗り切ったそうだ。

職人や資材が不足した原因について、「震災の復旧工事の影響が首都圏でも出ているので、は」と考え、こうした状況は今春も続く、と明らかにいる。 ◇

いが、震災が発生したため、予定していた大規模修繕工事を先送りにしていた物件で着工に入る、というケースがある、特にこの春が多い。こうした物件の存在も施行件数を底上げしているのでは」と話す。

他の居住者に害しい不利益

どとして五
月に手紙で
男性に喫煙
をやめるよ
う求めた。
女性は喘息だったと
いう。
一一年四月ごろに
は、ベルンダで喫煙し
ていた男性に直接伝え
たが、男性は原告女性
の生活音がうるさいな
どと反論して、ベルン
ダでの喫煙を続けた。
このため女性は管理組
合理事長に相談。管理

規定なくとも「同様」 著しい不利益を及ぼす場合には、制限が加えられることがあるのは止むを得ない」とした上で、専有部・専用使用部分での喫煙について、「マンションのほかの居住者に与える不利益の限度によつては制限すべき場合がありうる」と言及。他の居住者に著しい不利益を与えていたことを知りながら喫煙を続け、喫煙行為を防止する措置をたという。だが女性の隣室住民も、男性に対しベランダ喫煙に苦情を述べていた。この住民は、毎年一定期間だけマンションで暮らしておらず、この居住者がマンションで生活を始めた九月一九日以後は、喫煙はなくなつた。

「ウチでは、この春の工事はもう手一杯。見積り参加のご依頼があつてもお断りしている状態です」とKさん。別の業者も「春の工事件数は多い」と、すでに「大渋滞状態」だと話していた。

現行の消費税率で工事を実施するには、来年三月までに工事代金支払いを完了させなくてはならない。そう考えると、昨秋・今春の工事ラッシュは想像がつく。

ただ、「駆け込み」の効

増税後に工事を行つた方がいいのでは、という気もする。」と、管理組合にアドバイスを送る。

いずれにせよ「大渋滞」が予測される、今年の大規模修繕工事市況。今秋工事に漕ぎ付けたい、と考えている管理組合は、増税後と比べて工事代金がどの程度安上がりになるのか「駆け込み効果」をチエックしておいた方がよいのかもしれない。(マンション管理新聞)

提訴は2011年。女性は、このマンションに一一年ごろ入居したが、階下の男性居住者がベランダで喫煙するため、一〇年四月ごろから、たばこの煙が室内に入ってきてストレスを感じたり、ストレスで帶状疱疹を発症した。

組合は回覧でベランダの喫煙の注意を呼びかけ、生活音への注意とともに同様の内容を掲示板にも張つたが、男性は、マンションの使用規則にも「ベランダでの喫煙を禁じる規制はない」などと反論していた。男性は、マンションの使用規則にも「ベランダでの喫煙を禁じる規制はない」などと反論していた。堀内裁判長はまず「自己所有建物内でも、いかなる行為も許されるというわけではなく、行為が要請したが、それでもする女性の娘が電話で喫煙を止めるよう要請したが、それでもたたかれた。八月には、同居したが、男性は喫煙を続いた。

(表面からの続き)
Kさんを始め、多くの改修業者が、施行件数底上げのもう一つの理由として挙げているのが来年四月の「消費税アップ」。税率がアップする前に工事を実施してしまおう、という「駆け込み」が増えていく、という見立てだ。

果は、もうない、と指摘する業者もいる。工事の集中で工事金額が高騰し「今では、もう増税後と同じくらいの金額になってしまっているのでは」と、改修大手の社員。「あえて急いで工事に取り掛かるより、余裕を寺つて(工事本数が減る)

**地名古屋
裁5万円の賠償命じる**

ラジオ
喫煙は
不法行為

取らない場合には「喫煙が不法行為を構成する」とがあり得る」と判断した。

使用細則がベランダの喫煙を禁じていない場合でも、「同様だ」と述べ、喫煙が不法行為に該当するかを検討している。

損害額については、不法行為に認定されたベランダでの喫煙期間が一一年九月一九日までの約四ヶ月で、自室の喫煙でも開口部や換気扇等からの

煙を完全に防止することはできず、「マンションに居住している」という特殊性から、原告も、近隣のたばこの煙が流入することについて、ある程度は受忍すべき義務がある」とし、五万円が相当とした。女性の症状については、「ベランダでの喫煙により生じたものとまでは認められない」と判断した。(マンション管理新規第895号より)

編集後記

今年の冬はたいへん寒かったですが、3月に入った途端にあたたかくなり、3月中には、桜が満開となりそうです。早く暖かくなると人も出かける機会が多くなり、経済効果にも良い影響が出るようです。アベノミックスとの相乗効果で、少しでも景気が上向くことを願います。